

しんぷう 神風だより

創刊号 令和2年8月(不定期発行)

発行：白戸 社会保険労務士事務所
〒270-2214 松戸市松飛台90-13
TEL：090-9752-7644
FAX：047-385-6129
編集：白戸 孝行

～ 残暑お見舞い申し上げます ～

この度、事業主皆様方への関係法令の改正、各種施策等に関する情報提供を目的として、当事務所から「神風だより」を発刊することといたしましたので、ご案内させていただきます。できるだけタイムリーな内容をお届けすることに心掛けますが、創刊号では、昨今の大きな変革である働き方改革関連、新型コロナウイルス感染拡大に関連する施策等の主要なものをまとめて紹介させていただきます。

働き方改革関連法改正により中小事業主に課される義務

(2019年4月～)

- ① 年次有給休暇の時季指定の義務化(年5日以上取得)
- ② 管理職員を含む労働時間の実効的な把握(タイムカード、Web打刻等の客観的方法)
- ③ 長時間労働者に対する医師の面接要件の厳格化(80時間超/月)

(2020年4月～) ※ 一部の業種では除外・猶予措置あり

- ① 時間外労働の上限規制(原則:45時間/月・360時間/年)
(例外:720時間/年、平均80時間/2～6ヶ月の複数月、100時間未満/月)
- ② 正社員と派遣労働者との不合理な待遇差の禁止(職務内容、配置変更、給与、福利厚生等)

(2021年4月～) 正社員と短時間・有期雇用労働者との不合理な待遇差の禁止

(2023年4月～) 割増賃金率の引き上げ(月60時間超部分を50%以上とする猶予措置の廃止)

代表的は施策を挙げてみましたが、就業規則の改訂、36協定の準備はもうお済ですか？ 時間外労働の上限規制・同一労働同一賃金等は、労働者のためのだけの施策ではありません。

今こそ、事業主の皆様にとって、経営効率化・労働生産性の向上のチャンスではないでしょうか。

新型コロナウイルス感染拡大に関連する緊急措置(対象期間～2020.9.30)

- ① 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
事業主の指示による休業中に賃金を受けられなかった労働者への支援・・・休業前賃金日額の8割
 - ② 雇用調整助成金
従業員の休業補償負担に対する事業主への支援・・・中小企業助成率 4/5～10/10
 - ③ 働き方改革推進支援助成金(職場意識改善特例コース)
特別休暇の導入等休暇取得促進に向けた環境整備に取り組む中小事業主への助成・・・上限50万円
- まだ新型コロナウイルスの猛威は治まる気配すら感じませんし、恐らく当分続くでしょう。収束したとしても、根絶はほぼ不可能と言われており、また、ワクチンが開発されない限り、三密回避のための行動自粛、時間短縮勤務、テレワーク勤務など、個人・企業としての自衛行動は必須となります。事業の継続に向け、長期戦に備えた社内態勢の整備を考える時期ではないでしょうか。

歴史に学ぶ！「山本五十六編」

旧日本帝国海軍の連合艦隊司令長官として、1943年4月ブーゲンビル島の航空偵察時に戦死した軍人で、以下の名言はあまりにも有名です。この現代においても、経営者として、或いはリーダーシップの在り方を考える上で、大いに参考となるもので、一度は聞かれたことがあるかと思います。

「やって見せ 言っただけで聞かせて させてみせ 褒めてやらねば 人は動かじ」

な～るほど～って思ってしまうのですが、いかがでしょうか？ 事業主の皆様、毎日実践されておられますか？

ちなみに、名前の由来は父親56歳(母親45歳)の時に生まれたからだとか。実は山本五十六のみならず、そのご両親も間違いなくかなりの偉人です。

以上

～ 編集後記 ～

ご一読ありがとうございました。いかがでしたでしょうか？ タイトルの「神風」は、神頼みだけではなく、人為的な努力を含めて事業主及び社員の皆様に幸運がもたらされるよーにという意味です。一般的に「かみかぜ」と読まれることが多いのですが、私の経歴上、あえて「しんぷう」と発音いたしました。今後ともよろしく願いいたします。